

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

広野町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 広野町

(1) 現況

当町は、北迫川、浅見川、折木川の3河川が西側の阿武隈山地から東側の太平洋に注ぎ、傾斜地が急な水田において稲作経営が行われている。

東日本大震災後は、町のほとんどが東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内であることから、緊急時避難準備区域となり、数多くの住民が避難したため、地域農業の再開、震災からの復興が課題となっている。

町一円が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要とされている。

また、水稻が基幹作物の地域農業の再開、振興を図っていくためには、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に位置付けられた担い手への農地集積を進めるとともに、共同活動により水路、ため池などの土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、当町では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び第四次広野町町勢振興計画の実現に資するため、地域の営農体制の強化や再構築を図り、営農促進する観点から、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図ることとする。法第3条第3項第3号に掲げる事業において、自然環境の保全農業生産活動を推進する取組を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	広野町全域 (農用地区域)	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

広野町（特定農山村法及び山村振興法により町内全域指定）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地